個人2

受付	令和 5 年 8 月 25 日 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・(個人)）通告書

令和５年８月２５日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名　芦原　美佳子

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により９月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

１　質問事項　　３　件

２　質問方法

	１回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	１回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付印 -5.8.25 第一号

別紙　　氏　名　芦原　美佳子

質　問　事　項 No.　1	産前産後の支援について
要旨	出産後の女性は、育児疲れに加え、睡眠不足や女性ホルモンの変化などにより、心身の不調が心配されます。核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、特にコロナ禍の行動制限の影響は非常に大きく、妊産婦や子育て家庭の孤立、産後うつが深刻化しました。政府は、異次元の少子化対策の中で、産後ケアの強化を掲げています。令和５年度から国の実施要綱を改正し、対象者は「産後ケアを必要とする者」とし、希望者全員が対象になることを明確にしました。また利用者負担の減免支援を拡充し、さらに対象者の所得制限をなくして対象を広げました。そこで、本市における産後ケア事業や産前産後の支援について、以下、伺います。 （１）産後ケア事業について 出産後、心身共に疲弊した母親が休養できるよう、助産師等が赤ちゃんの世話をしたり、育児不安の相談などに応じる産後ケアは市町村が実施主体となっています。 ア　現状と利用状況について 本市では、宿泊型に加え、日帰り型の産後ケア事業が実施されています。 コロナ禍を経て、ハイリスク妊婦が増加傾向にあることが懸念されますが、本市での産後ケア事業の現状と利用状況について伺います。 イ　事業の評価と課題について 本市で実施されている産後ケア事業は、事業の目的を果たされているか？また、ニーズに合ったものとなっているのでしょうか？事業についての評価と課題について伺います。 ウ　今後の展開について 国の実施要綱改正に伴い、本市ではどのように取り組まれるのでしょうか。また、課題を踏まえ、産後ケア事業がより有効に活用されるために、どのような取組をお考えか伺います。 （２）産前産後のサポートについて 妊娠中や出産後の体調がすぐれないときに家族の支援が期待できない方を対象に、サポーター(ヘルパー)を派遣して、調理、洗濯、掃除などの家事や授乳介助やきょうだいの世話などの育児を援助する事業を行っている自治体があります。社会環境が大きく変化し、産後うつや子育て中の孤立が今まで以上に危惧されていることを踏まえ、本市でも実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　芦原　美佳子

質　問　事　項 No.　２－１	「未就園児」がいる家庭への支援について
要 旨	政府は「こども未来戦略方針」において、親の就労の有無に関わらず、保育所などを時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設を掲げました。未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐことを目的とする同制度は、2024年度からの本格実施を見据えた形でモデル事業がスタートしています。現在は、保育園を利用できるのは、保育を必要としている家庭の子供だけですが、専業主婦家庭でも「家庭保育は親子のみで孤独。育児に対して不安を感じる。」、「集団生活を経験させたい」との声があり、保育園を利用したいというニーズは高まっています。本市ではいまだ待機児童が解消されておらず、現時点ではニーズへの対応は難しいものと思われますが、本市における未就園児のいる家庭の状況や支援について、以下伺います。 （１）未就園児の現状と親子への支援について こども家庭庁によると、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児は、2021年度時点で０～２歳児の約６割に当たる146万人とのことです。 本市における未就園児の現状と親子への支援について伺います。 （２）育児リフレッシュ一時預かり事業について 本市では、昨年８月より、保育所等に通っていない市内在住の乳幼児を対象に、育児リフレッシュ一時預かり事業「ぽけっと」の試行運用が行われてきました。実施場所や開設日時、職員の人員配置等の課題を確認するとともに、利用者アンケート等で保護者のニーズを把握し、令和５年度夏頃を予定とした本格運用に向けて内容を検討されてきました。 ア　試行運用について 利用状況や利用者からの反響について伺います。 イ　課題と本格実施について 試行運用する中でどのような課題があったのでしょうか？また、これまではホームページなどで広く周知はすることなく試行的に実施されてきましたが、本格実施に向けた今後の展開について伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　芦原　美佳子

質　問　事　項 No.　２－２	「未就園児」がいる家庭への支援について
要 旨	（３）こども誰でも通園制度(仮称)の実施に向けて ア　課題について こども誰でも通園制度(仮称)のモデル事業が順次、全国31自治体の50施設で始まっています。本市で実施するにあたり、現時点ではどのようなことが課題となるのか伺います。 イ　こども誰でも通園制度(仮称)の展望について 今年度のモデル事業は、既存の一時預かり事業を参考に、定員に空きのある保育所で週１～２回程度受け入れています。本市の現状を見ると厳しい状況ではありますが、少子化という今ここにある危機を打開するためには、各課が連携してニーズへの対応を検討していく必要があるものと考えます。こども誰でも通園制度(仮称)の展望について見解を伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　芦原　美佳子

質　問　事　項 No.　3	視覚障がい者の情報取得について
要 旨	2022年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現のために制定されたものです。 内閣府のホームページには「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります」との掲載があります。全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得や、その利用、意思疎通ができる社会の実現をめざして、以下の点について伺います。 （1）視覚障がい者の情報取得に関する支援について 現在行われている情報取得に関する支援内容について伺います。 （2）「音声コード」の利用促進について 視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助者に代読をしてもらうか、文字をコード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いています。 「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報を、デジタル情報に変える二次元コードです。先進的に取り組んでいる自治体では、臨時特別給付金、新型コロナワクチン接種や水道料金のお知らせ、選挙のお知らせ(投票所入場券)、防災マップ・ハザードマップなどに活用されています。本市においても、市民に送付される公的な通知について、音声コードの普及を進めていただきたいと考えますが、見解を伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。